

(第65回定時株主総会招集ご通知提供書面)

# 第 65 期 報 告 書

(平成22年4月1日から)  
(平成23年3月31日まで)

ミネベア株式会社

# 事業報告

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の日本経済は、雇用環境に未だ厳しさが残りましたが、企業収益の改善や設備投資の持ち直し等、緩やかな回復が見られました。ただし、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震、それに伴う津波及び原子力発電所事故等（東日本大震災）未曾有の災害の影響で、景況感は大々悪化し、生産、雇用、消費等の先行きの予測がつけにくい状況になっております。米国経済も、高い失業率が続いており個人消費は低迷しておりますが、経済政策の効果や海外経済の回復に合わせて企業収益が改善する等、緩やかな回復が続きました。欧州経済は国別に大きな差はあるものの、総じて景気持ち直しの傾向が見られました。一方、中国経済は積極的な財政出動により内需を中心に拡大し、その他のアジア諸国も中国向けの輸出を中心に堅調に推移しました。

当社グループは、かかる経営環境下で、収益力のさらなる向上を実現するために、徹底したコスト削減、高付加価値製品と新技術の開発及び拡販活動に注力してまいりました。円高の影響はあったものの市場環境の改善等により売上が増加し、利益も大幅に増加しました。

この結果、売上高は269,139百万円と前連結会計年度に比べ40,693百万円(17.8%)の増収となり、営業利益も22,163百万円と前連結会計年度に比べ10,104百万円(83.8%)の増益となりました。経常利益は20,364百万円と前連結会計年度に比べ10,161百万円(99.6%)の増益となり、当連結会計年度当期純利益も12,465百万円と前連結会計年度に比べ5,803百万円(87.1%)の増益となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### 機械加工品事業

機械加工品事業は、当社グループの主力製品であるボールベアリングの他に、主として航空機に使用されるロッドエンドベアリング、ハードディスク駆動装置（HDD）用ピボットアッセンブリー等のメカニカルパーツ、自動車用及び航空機用のねじであります。主力製品であるボールベアリング、ロッドエンドベアリングの販売が市場環境の改善に伴い増加しました。ピボットアッセンブリーは、主要な販売先であるハードディスク業界への販売数量は増えたものの円高の影響等により売上高は横ばいとなりました。この結果、当連結会計年度の売上高は107,841百万円と前連結会計年度に比べ8,550百万円（8.6%）の増収となりました。このような状況の下で、基礎技術・製品技術・製造技術を追求することで、継続的な原価低減に努めた結果、営業利益は28,088百万円と前連結会計年度に比べ7,454百万円（36.1%）の増益となりました。

## 回転機器事業

回転機器事業は、情報モーター（ファンモーター、ステッピングモーター、DCブラシレスモーター、振動モーター及びDCブラシ付モーター）、HDD用スピンドルモーター、及びその他精密モーターが主な製品であります。情報モーターは市場環境の改善、及びDCブラシレスモーターが新たに加わったことに伴い販売が増加しました。HDD用スピンドルモーターは、販売先であるハードディスク業界向けが堅調に推移したことにより、円高の影響もありましたが販売が増加しました。この結果、当連結会計年度の売上高は101,139百万円と前連結会計年度に比べ26,954百万円（36.3%）の増収となりました。振動モーター及びDCブラシ付モーターを除く情報モーターで原価低減が進み、スピンドルモーターの業績も改善しましたが、精密モーターは売上が減少し損益が大きく悪化したこともあり、営業損失は224百万円となりました。ただし前連結会計年度に比べ1,602百万円改善しました。

## 電子機器事業

電子機器事業は、液晶用バックライト、インバーター、及び計測機器が主な製品であります。市場環境の改善と積極的な拡販により、液晶用バックライトは売上が大きく増加しました。この結果、当連結会計年度の売上高は40,502百万円と前連結会計年度に比べ4,722百万円（13.2%）の増収となりました。計測機器で一部の製品の生産が終了したことにより利益率が低下したこと等で営業利益は4,160百万円と前連結会計年度に比べ1,224百万円（△22.7%）の減益となりました。

## その他の事業

その他の事業は、PC用キーボード、スピーカー、及び防衛関連製品が主な製品であります。当連結会計年度の売上高は19,657百万円と前連結会計年度に比べ468百万円（2.4%）の増収となりました。キーボード等が黒字化したことで、営業利益は498百万円と前連結会計年度に比べ1,182百万円の改善となりました。

なお、当連結会計年度の営業利益は、上記以外に調整額として各セグメントに帰属しない全社費用等10,358百万円を含んでおります。前連結会計年度の調整額は11,447百万円でした。

② 設備投資の状況

当社グループが当連結会計年度に実施しました設備投資は、機械加工品事業10,783百万円、回転機器事業9,489百万円、電子機器事業1,514百万円、その他の事業825百万円、及び全社（共通）4,722百万円で総額27,335百万円であります。

機械加工品事業の主なものは、タイ、中国、シンガポール、米国におけるベアリング等の増産及び合理化対応設備、並びにHDD用ピボットアッセンブリーの増産対応設備等であります。回転機器事業の主なものは、タイにおけるスピンドルモーター関連設備、及びタイ、中国等における情報モーター関連設備等であります。電子機器事業の主なものは、タイ、中国における液晶用バックライト及び部品関連設備であります。

なお、設備投資金額には、無形固定資産343百万円、及び新規ファイナンスリース契約による資産増加分248百万円を含んでおります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資及び社債償還等に充てた所要資金は、手元資金及び借入金にて調達いたしました。

当連結会計年度末現在の社債を含めた借入総額は133,212百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 62 期 (平成19.4～ 平成20.3)	第 63 期 (平成20.4～ 平成21.3)	第 64 期 (平成21.4～ 平成22.3)	第 65 期 (当連結会計年度) (平成22.4～ 平成23.3)
売 上 高 (百万円)	334,431	256,163	228,446	269,139
経 常 利 益 (百万円)	27,691	11,555	10,203	20,364
当 期 純 利 益 (百万円)	16,303	2,441	6,662	12,465
1株当たり当期純利益(円)	40.86	6.18	17.20	32.61
総 資 産 (百万円)	320,544	285,396	277,967	291,092
純 資 産 (百万円)	131,730	106,762	108,381	109,967

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 62 期 (平成19.4～ 平成20.3)	第 63 期 (平成20.4～ 平成21.3)	第 64 期 (平成21.4～ 平成22.3)	第 65 期 (当事業年度) (平成22.4～ 平成23.3)
売 上 高 (百万円)	225,071	175,066	158,011	201,058
経 常 利 益 (百万円)	12,265	8,627	6,753	9,012
当 期 純 利 益 (百万円)	4,304	3,770	5,221	4,817
1株当たり当期純利益(円)	10.79	9.55	13.48	12.60
総 資 産 (百万円)	336,870	316,688	311,837	323,792
純 資 産 (百万円)	180,058	172,754	173,026	174,926

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	議 決 権 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
ミネベアモータ(株)	東京都目黒区	10,000 百万円	60.0	回転機器及び部品の製造販売
NMB-Minebea Thai Ltd.	タイ	15,305,363 千BT	100.0	機械加工品、回転機器、 電子機器及び部品等の 製造販売
NMB (USA) Inc.	米 国	311,093 千US\$	100.0	持株会社
NMB Technologies Corporation	米 国	6,800 千US\$	100.0 (100.0)	機械加工品及び回転機 器等の販売
New Hampshire Ball Bearings, Inc.	米 国	94,000 千US\$	100.0 (100.0)	ベアリングの製造販売
MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD.	中 国	239,060 千US\$	100.0	機械加工品、回転機器、 電子機器及び部品等の 製造販売
MINEBEA (HONG KONG) LIMITED	中 国	100,000 千HK\$	100.0	機械加工品、回転機器 及び電子機器等の販売

(注) 議決権比率欄の ( ) 内は、間接所有割合を内数で示しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは次の「五つの心得」を経営の基本方針としております。

- (一) 従業員が誇りを持てる会社でなければならない
- (二) お客様の信頼を得なければならない
- (三) 株主の皆様のご期待に応えなければならない
- (四) 地域社会に歓迎されなければならない
- (五) 国際社会の発展に貢献しなければならない

この基本経営方針の下に、当社グループは「高付加価値製品の開発」「製品の品質の高度化」に積極的に取組み、当社グループの総合力を発揮できる分野に経営資源を集中するとともに、「財務体質の強化」に努め企業運営の強化と社内外に対してわかりやすい「透明度の高い経営」の実践を心がけております。

また、「環境保全活動」については、当社グループが世界各地で事業を展開する上で最重要テーマの一つとして従来から徹底した取組みを続けております。

当社グループは上記会社経営の基本方針に基づき「超精密加工技術」を駆使した「垂直統合生産システム」や「大規模な海外量産工場」そして「整備された研究開発体制」を世界各地で展開し、「ものづくりで勝てる会社、技術で勝てる会社」を目指して収益性を高め、企業価値を引き上げることが目標としております。

これらを実現し持続的成長を果たすための当社グループの成長ドライバーは、「新製品の開発」「既存製品の改良」「生産技術の絶え間ない改善」等に加え「当社グループの縦と横の総合力の発揮」「M&A・アライアンスを通じた企業価値の拡充」にあります。

- ① ボールベアリングでは、成長力の高いミニチュア・ボールベアリングの生産能力強化と新製品（極小ミニチュア・ボールベアリング等）の開発による新たな需要の創出と拡大をはかってまいります。また、新興市場向けの低価格品及び中径ボールベアリングの生産、販売にも注力してまいります。
- ② ハードディスクドライブ関連市場の需要に対応するため、市場拡大に沿ったかたちで、ピボットアッセンブリー及びボールベアリングの増産の準備を進めます。
- ③ スピンドルモーター事業において、市場の需要に応えると同時に、増産と原価低減により、業績の改善に努めます。
- ④ 需要拡大が見込める航空機用部品の一層の拡充をはかるために、既存のロッドエンドベアリングに加え、高度な加工技術を駆使した航空機向けメカパーツ分野への展開を進めてまいります。
- ⑤ 液晶用バックライトの大幅な増産を実現し、売上と利益の増加をはかってまいります。
- ⑥ ファンモーターをはじめとした精密小型モーター事業をさらに拡充し、ベアリング関連製品と並ぶ柱に育ててまいります。
- ⑦ 全ての製品について、高付加価値製品の比率を引き上げると同時に、製品の幅を広げ、より広範囲な市場に対応できるようにしてまいります。
- ⑧ たえず事業ポートフォリオの再構築を検討し、製造、営業、技術、開発の領域を越えた総合力の発揮により、「価格対応力」と「顧客要求対応力」の強化に努めます。

- ⑨ 電子機器製品技術と機械加工製品技術の融合を進め、新たな「複合製品」を開発することで、新しい市場を開拓し、売上の増加をはかってまいります。
- ⑩ 聖域無き経費削減に積極的に取組み、企業体質の強化を進めることで、将来の飛躍に対応するべく準備を進めます。
- ⑪ 地域的なリスクを軽減するため、常に最適生産地の検討を行い、複数地域生産にも対応するべく準備を進めます。

株主の皆様におかれましては、引き続き格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

区 分	主 要 製 品
機械加工品事業	ボールベアリング、ロッドエンドベアリング、ハードディスク駆動装置(HDD)用ピボットアッセンブリー、自動車用及び航空機用ねじ等
回転機器事業	情報モーター（ファンモーター、ステッピングモーター、DCブラシレスモーター、振動モーター、DCブラシ付モーター）、HDD用スピンドルモーター等
電子機器事業	液晶用バックライト、インバーター、計測機器等
その他の事業	PC用キーボード、スピーカー、防衛関連製品等

(6) 主要な営業所及び工場（平成23年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本 社	長野県北佐久郡御代田町
東 京 本 部	東京都目黒区
工 場	軽井沢工場（長野県北佐久郡御代田町） 浜松工場（静岡県袋井市） 藤沢工場（神奈川県藤沢市） 大森工場（東京都大田区）
営 業 拠 点	東京支店（東京都目黒区） 西関東支店（東京都八王子市） 名古屋支店（愛知県名古屋市） 大阪支店（大阪府大阪市）

② 主要な子会社の事業所

前記の「(3) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(7) 使用人の状況（平成23年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
機 械 加 工 品 事 業	17,856 名	723 名増
回 転 機 器 事 業	26,178 名	3,792 名増
電 子 機 器 事 業	6,198 名	773 名増
そ の 他 の 事 業	3,060 名	602 名減
全 社（共通）	535 名	50 名増
合 計	53,827 名	4,736 名増

(注) 1. 使用人数は就業人員数であります。

2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
2,844 名	30 名増	41.3 歳	16.9 年

(注) 使用人数は就業人員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成23年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	42,000 百万円
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	24,721 百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	20,036 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	19,776 百万円
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	3,700 百万円
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	2,838 百万円

(注) 1. シンジケートローンは、住友信託銀行株式会社2件、株式会社三菱東京UFJ銀行1件及び株式会社三井住友銀行1件を幹事として組成された4件の合計額を表示しております。

2. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額10,000百万円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末においてこの契約に基づく借入実行残高はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

## 2. 会社の株式等に関する事項

### (1) 株式の状況（平成23年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- ② 発行済株式の総数 399,167,695株
- ③ 株主数 20,644名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	30,356	7.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	28,793	7.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	18,664	4.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	16,599	4.32
住友信託銀行株式会社	15,349	4.00
株式会社啓愛社	15,000	3.91
財団法人高橋産業経済研究財団	12,347	3.22
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,057	2.62
株式会社三井住友銀行	10,000	2.60
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	5,603	1.46

- (注) 1. 当社は、自己株式15,240,203株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成23年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	貝 沼 由 久	
取締役 副社長執行役員	道 正 光 一	HDDモーター事業本部営業統括兼回転機器事業本部EMT事業部担当
取締役 専務執行役員	加藤木 洋 治	業務・企画部門担当
取締役 専務執行役員	平 尾 明 洋	技術支援部門担当兼特機事業本部長兼HDDモーター事業本部技術統括
取締役 専務執行役員	小 林 英 一	HDDモーター事業本部長
取締役 専務執行役員	矢 島 裕 孝	機械加工品事業本部長兼ボールベアリング事業部長
取締役 専務執行役員	山 中 雅 義	営業部門担当
取締役 専務執行役員	藤 田 博 孝	回転機器事業本部長兼情報モーター事業部長 ミネベアモータ(株)代表取締役社長
取 締 役	村 上 光 瑠	弁護士
取 締 役	松 岡 卓	(株)啓愛社専務取締役
常 勤 監 査 役	鴨 井 昭 文	
常 勤 監 査 役	棚 橋 和 明	
監 査 役	平 出 功	税理士
監 査 役	藤 原 宏 高	弁護士

- (注) 1. 取締役村上光瑠及び松岡 卓の両氏は、社外取締役であります。なお、村上光瑠氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
2. 監査役棚橋和明、平出 功及び藤原宏高の3氏は、社外監査役であります。なお、藤原宏高氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
3. 監査役棚橋和明氏は、銀行において長年金融業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役平出 功氏は、税理士として税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役藤原宏高氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 平成22年6月29日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、監査役竹中東聖氏は辞任により退任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	10 名 (2)	360,095 千円 (12,120)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	5 名 (3)	56,500 千円 (32,683)
合 計	15 名	416,595 千円

- (注) 1. 上記には、平成22年6月29日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役竹中東聖氏が含まれております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額5億円以内（うち社外取締役分は年額2,000万円以内）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。
5. 報酬等の額には、当事業年度中に支払った役員賞与22,623千円及び当事業年度中に役員賞与引当金として計上している71,517千円を含めております。
6. 報酬等の額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

取締役松岡 卓氏は、(株)啓愛社の専務取締役を兼務しております。なお、当社は(株)啓愛社から鋼材等の購入を行っております。

- ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席及び発言の状況
取締役 村上 光 瑠	当事業年度に開催した12回の取締役会のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 松岡 卓	当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 棚橋 和 明	当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に開催した監査役会12回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 平出 功	当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に開催した監査役会12回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 藤原 宏 高	当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に開催した監査役会12回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

- ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(注) 有限責任 あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもってあずさ監査法人から名称変更しております。

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	90百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	112百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社及び子会社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、IFRS（国際財務報告基準）アドバイザリー業務、連結財務諸表に係る調査業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 連結子会社の監査

当社の連結子会社におきまして、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けているもののうち、重要なものは、NMB-Minebea Thai Ltd.、NMB (USA) Inc.、NMB Technologies Corporation、New Hampshire Ball Bearings, Inc.、MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD.、MINEBEA (HONG KONG) LIMITEDであります。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に基づき、「会社経営の健全性の確保」を具体化するため、「内部統制システムの整備の基本方針」を取締役会で決議しており、この決議の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンスに係わる管理体制を設け、グループ会社の取締役、執行役員及び使用人が法令・定款及び当社の企業理念を遵守した行動をとるため、『ミネベアグループ行動規範』を定めます。
- ② 同行動規範においては、労働、安全衛生、環境保全、倫理的経営について遵守すべき具体的基準を定めており、また、その徹底をはかるため、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスの取組みを横断的に統括するとともに、同委員会を中心に役職員教育等を行います。
- ③ 当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たないとともに、不当な要求に対しても妥協せず、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対処いたします。
- ④ コンプライアンス委員会の活動は定期的に、または臨機に応じ取締役会に報告いたします。
- ⑤ 当社は、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を持たせるため、取締役会に社外取締役を設置いたします。

### (2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会は、『ミネベアグループ文書管理規程』を定め、これにより文書（電磁的記録を含むものとする。）を関連資料とともに保管いたします。
- ② 文書の保管期間及び保管場所は、法令に別段の定めがない限り、同規程に従います。なお、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、2日以内に当社において閲覧が可能である方法で保管いたします。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理を体系的に定める『ミネベアグループ危機管理基本規程』を制定し、当社グループにおける危機管理の最高責任者を代表取締役社長執行役員とするとともに、その直属の組織として危機管理委員会を設置いたします。
- ② 同規程に基づき、個々のリスクに対応する組織等で継続的に監視するほか、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類して、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備いたします。

- ③ 危機管理委員会は、定期的に上記の体制整備の進捗状況をレビューするとともに、具体的な個別事案の検証を行い、その結果を含めリスク管理に関する事項を定期的に、または臨機に  
応じ取締役会に報告いたします。

#### (4) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役を10名体制にすることにより、迅速で戦略性の高い経営判断を行うと同時に、執行役員制度導入により業務執行について、取締役から執行役員へ大幅な権限委譲を実施し、経営監督機能と業務執行機能の役割を明確にして、業務執行のスピードアップをはかります。
- ② 取締役、執行役員及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透をはかるとともに、この目標達成に向けて、各事業本部・事業部及び部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成の方法を各事業本部長・事業部長及び部門担当が定めます。その上でITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化し、各事業本部・事業部及び部門と経営管理担当部署とが分析した結果を取締役会が定期的にレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減する等の改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築いたします。

#### (5) 会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の事業本部・事業部組織及び部門組織が、グループ会社の事業運営上の業務を適宜適切に指導いたします。
- ② 当社グループに共通の行動規範を制定し、グループ会社の役職員一体となった遵法意識の醸成をはかります。
- ③ 監査役がグループ会社の内部統制体制に関して実施する監査の実効を高めるため、監査役への協力体制を整えます。
- ④ グループ会社ごとに数値目標を設定し、数値目標の達成を定期的にレビューし、その結果をフィードバックいたします。
- ⑤ 内部監査室は、グループ会社に定期的な監査を実施いたします。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

補助使用人を置く必要がある場合には、適正に人員を配置し、監査業務を補助いたします。

#### (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 補助使用人の監査業務補助は監査役の指揮・命令にて行われます。
- ② 補助使用人の人事異動・人事評価については監査役会の意見を尊重いたします。

**(8) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役は、次に定める事項を監査役会に報告いたします。
  - (a) 上席執行役員会議で協議された事項
  - (b) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - (c) 毎月の経営状況として重要な事項
  - (d) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
  - (e) 重大な法令・定款違反
  - (f) コンプライアンスホットラインの通報状況及び内容
  - (g) その他コンプライアンス上重要な事項
  - (h) 取締役または執行役員が決裁した稟議事項
  - (i) 取締役または執行役員が決裁した契約事項
  - (j) 訴訟に関する事項
- ② 執行役員は前①(b)ないし(e)に関する事項を監査役会に直接報告することができます。また使用人は、前①(b)及び(e)に関する重大な事実を発見した場合は、監査役会に直接報告することができます。

**(9) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役に対して、取締役、執行役員及び重要な使用人からヒヤリングを実施する機会を与えるとともに、代表取締役社長執行役員、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催いたします。
- ② 内部監査室は、監査役会との協議により、監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告いたします。

以上の基本方針に基づき、全社をあげて内部統制システムの整備を推進しております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様との利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付のなかには、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループが企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社グループ独自の「垂直統合生産システム」のもと、当社グループの企業価値の源泉である高度な「超精密機械加工技術」とメカトロニクス製品の「量産技術」に基づいた「ものづくりで勝てる会社」「技術で勝てる会社」を目指し、「新製品の導入」「新市場の開拓」及び「生産技術の革新」の取組みを中長期にわたり効率的かつ持続的に実施していくことが必要となります。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社グループの企業価値向上のために必要不可欠な企業価値の源泉や特徴を理解した上で、これらの中長期的に確保し実現していかなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

そこで、当社は、このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収行為を抑止するためには、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、株主の皆様・取引先・地域社会・国際社会・従業員をはじめとしたさまざまなステークホルダーに対して社会的責任を遂行し企業価値を最大化することを経営目標としております。

当社グループは平成25年3月期までを計画期間とする中期事業計画の方向性とビジョンの実現、年度事業計画の達成に全力で取り組んでまいりますとともに、会社経営に関する意思決定・業務執行機関の整備をはかり、そのガバナンスを強化するために内部統制システムの確立、整備及びその拡充を推進してまいります。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成20年5月8日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入し、平成20年6月27日開催の当社第62回定時株主総会に議案を上程し、承認をいただいております。本プランによる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容は、次のとおりです。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ（<http://www.minebea.co.jp/>）をご参照下さい。

#### ① 本プランの目的

本プランは、当社株式の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な時間と情報を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収を抑制し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

#### ② 対象となる買付等

本プランは、当社が発行者である株券等について、a)保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、b)公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

#### ③ 買付者等に対する情報提供の要求、独立委員会の検討・勧告、取締役会の決議等

当社の株券等について買付等を行う買付者等は、当該買付等に先立ち、買付等の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）等が、独立社外者（現時点においては当社経営陣から独立した社外取締役、社外監査役及び社外の有識者各1名の計3名）から構成される独立委員会に提供され、その検討を経るものとし、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとし、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関

する情報収集・比較検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、当該買付等が本プランに定める手続を遵守しない買付である場合または買付等が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす等本プランに定める新株予約権無償割当ての要件に該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### ④ 新株予約権の概要

本プランにおいて無償割当てを行う予定の新株予約権は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で割り当てられます。新株予約権1個の目的である当社株式の数は、原則として1株とします。この新株予約権は、1ヶ月から3ヶ月間までの範囲で当社取締役会が別途定める行使期間内に1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額の金銭を払い込むことにより、当社株式1株を取得することができるものとされています。

なお、a)当社が発行者である株券等の保有者で当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、b)その共同保有者、c)公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付等を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、d)その特別関係者、もしくはe)上記a)ないしd)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、またはf)上記a)ないしe)に該当する者の関連者（以下、a)ないしf)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として新株予約権を行使することができません。新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも新株予約権を無償取得することができるとともに、当社取締役会の別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、原則として新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

#### ⑤ 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成20年6月27日開催の第62回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とされており、ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

#### ⑥ 株主の皆様に対する影響

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権の行使に係る手続を経なければその保有する当社株式が希釈化される場合があります。ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

#### (4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化及び株主に対する安定的な利益還元等の各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランについては、「企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を完全に充足していること、第62回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ており、有効期間が約3年と定められていること、また当社の株主総会または取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等株主意思を重視するものであること、独立性の高い社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

# 連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>144,177</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>116,862</b>
現金及び預金	29,590	支払手形及び買掛金	18,630
受取手形及び売掛金	56,020	短期借入金	52,237
有価証券	828	1年内返済予定の長期借入金	12,632
製品	16,433	1年内償還予定の社債	11,500
仕掛品	11,985	リース債務	364
原材料	7,548	未払法人税等	2,115
貯蔵品	3,581	賞与引当金	3,976
未着品	4,448	役員賞与引当金	71
繰延税金資産	3,779	製品補償損失引当金	37
その他	10,108	環境整備費引当金	108
貸倒引当金	△147	事業構造改革損失引当金	112
<b>固 定 資 産</b>	<b>146,914</b>	その他	15,076
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>124,096</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>64,262</b>
建物及び構築物	93,766	長期借入金	56,843
機械装置及び運搬具	230,985	リース債務	403
工具、器具及び備品	43,025	退職給付引当金	4,280
土地	13,139	執行役員退職給与引当金	166
リース資産	1,694	環境整備費引当金	1,005
建設仮勘定	4,853	その他	1,563
減価償却累計額	△263,369	<b>負 債 合 計</b>	<b>181,125</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>7,430</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
のれん	5,555	<b>株 主 資 本</b>	<b>195,337</b>
その他	1,875	資本金	68,258
<b>投資その他の資産</b>	<b>15,387</b>	資本剰余金	94,823
投資有価証券	8,003	利益剰余金	38,535
長期貸付金	19	自己株式	△6,280
繰延税金資産	5,279	その他の包括利益累計額	△87,418
その他	2,100	その他有価証券評価差額金	△497
貸倒引当金	△14	繰延ヘッジ損益	0
<b>資 産 合 計</b>	<b>291,092</b>	為替換算調整特定	△84,638
		在外子会社の年金会計に係る未積立債務	△2,283
		<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>2,049</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>109,967</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>291,092</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		269,139
売上原価		202,145
売上総利益		66,994
販売費及び一般管理費		44,830
営業利益		22,163
営業外収益		
受取利息	230	
受取配当金	158	
持分法による投資利益	4	
その他	348	740
営業外費用		
支払利息	1,832	
為替差損	286	
その他	420	2,539
経常利益		20,364
特別利益		
固定資産売却益	46	
製品補償損失引当金戻入額	47	
事業構造改革損失引当金戻入額	20	114
特別損失		
固定資産売却損	82	
固定資産除却損	301	
減損損失	553	
関係会社株式売却損	38	
製品補償損失	245	
環境整備費引当金繰入額	203	
事業構造改革損失	105	
仕損費用	291	1,822
税金等調整前当期純利益		18,656
法人税、住民税及び事業税	4,580	
法人税等調整額	964	5,544
少数株主損益調整前当期純利益		13,112
少数株主利益		646
当期純利益		12,465

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
平成22年3月31日残高	68,258	94,767	26,149	△6,571		182,604
在外子会社の年金会計に係る未積立債務の組替			2,689			2,689
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△2,674			△2,674
持分法の適用範囲の変動			△94	3		△90
当期純利益			12,465			12,465
自己株式の取得				△23		△23
自己株式の処分		55		310		365
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	—	55	9,696	290		10,043
平成23年3月31日残高	68,258	94,823	38,535	△6,280		195,337

	その他の包括利益累計額					少数株主分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 調 整 換 算 勘 定	在 外 子 会 社 の 年 金 会 計 に 係 る 未 積 立 債 務	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成22年3月31日残高	91	7	△75,808	—	△75,708	1,485	108,381
在外子会社の年金会計に係る未積立債務の組替				△2,689	△2,689		—
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,674
持分法の適用範囲の変動							△90
当期純利益							12,465
自己株式の取得							△23
自己株式の処分							365
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△589	△7	△8,830	406	△9,020	564	△8,456
連結会計年度中の変動額合計	△589	△7	△8,830	406	△9,020	564	1,586
平成23年3月31日残高	△497	0	△84,638	△2,283	△87,418	2,049	109,967

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 40社
- ・主要な連結子会社の名称 NMB SINGAPORE LIMITED  
NMB (USA) Inc.  
NMB-Minebea Thai Ltd.  
MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD.  
MINEBEA (HONG KONG) LIMITED

##### (2) 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 第一精密産業㈱  
DAIICHI PRECISION MOLD (HK) LIMITED  
DONGGUAN CHENGQU DAIICHI PRECISION MOLD CO. LTD
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数 0社

##### (2) 持分法を適用していない非連結子会社

第一精密産業㈱、DAIICHI PRECISION MOLD (HK) LIMITED及びDONGGUAN CHENGQU DAIICHI PRECISION MOLD CO. LTDは、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

##### (1) 連結の範囲の変更

###### ① 会社設立による連結子会社の増加（2社）

MINEBEA ELECTRONIC DEVICES (SUZHOU) LTD.	中国法人
MINEBEA (CAMBODIA) Co., Ltd.	カンボジア法人

###### ② 株式取得による非連結子会社の増加（3社）

第一精密産業㈱	日本法人
DAIICHI PRECISION MOLD (HK) LIMITED	中国法人
DONGGUAN CHENGQU DAIICHI PRECISION MOLD CO. LTD	中国法人

##### (2) 持分法の適用範囲の変更

株式売却による減少（1社）

㈱湘南精機	日本法人
-------	------

#### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

## 5. 会計処理基準に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ② デリバティブ

時価法

#### ③ たな卸資産

当社及び国内連結子会社については、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

在外連結子会社については、主として移動平均法による低価法を採用しております。

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社については、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物	2年～50年
機械装置及び運搬具	2年～15年
工具、器具及び備品	2年～20年

また、少額の減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、連結会計年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

在外連結子会社については、主として定額法を採用しております。

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社については、定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

在外連結子会社については、主として定額法を採用しております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当社及び連結子会社については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社については、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社については、債権の貸倒による損失に備えるため、個々の債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社については、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

在外連結子会社については、発生基準に基づき計上しております。

- ③ 役員賞与引当金  
当社は、役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 退職給付引当金  
当社及び国内連結子会社については、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる退職給付引当金または前払年金費用を計上しております。  
なお、当連結会計年度末においては、前払年金費用を投資その他の資産の「その他」に含めております。  
また、過去勤務債務については、一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異については、一定の年数（5年）による定額法により、発生した翌連結会計年度から費用処理することとしております。  
在外連結子会社については、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる退職給付引当金または前払年金費用を計上しております。  
なお、当連結会計年度末においては、前払年金費用を投資その他の資産の「その他」に含めております。  
また、過去勤務債務については、一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異については、一定の年数（5～10年）による定額法により、発生した翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ⑤ 執行役員退職給与引当金  
当社及び一部の国内連結子会社については、執行役員の退職金の支給に備えるため、内規による当連結会計年度末支給額を計上しております。
- ⑥ 製品補償損失引当金  
製品の補償費用として、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。
- ⑦ 環境整備費引当金  
在外連結子会社については、米国における環境対策費用として今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。
- ⑧ 事業構造改革損失引当金  
構造改革計画の決定に基づき、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。
- (4) 連結計算書類の作成の基礎となった連結子会社の計算書類の作成にあたって採用した重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
当社及び国内連結子会社については、外貨建金銭債権債務は、連結決算時の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。  
在外連結子会社については、資産及び負債は、連結決算時の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

外貨建金銭債権債務に係る為替予約については振当処理を、外貨建予定取引に係る為替予約については繰延ヘッジ処理を行っております。また金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約

金利スワップ

(ヘッジ対象)

外貨建金銭債権債務

外貨建予定取引

借入金の金利

③ ヘッジ方針

為替予約取引は輸出入取引及び外貨建貸付に係る為替相場変動によるリスクをヘッジする目的で、金利スワップは借入金の金利変動によるリスクをヘッジする目的で、当社資金部の指導の下に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、原則として為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしており、その判定をもって有効性の判定に代えております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは、5年から10年の間で均等償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

6. 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

なお、この変更による損益への影響はありません。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

これらの適用により、連結子会社の資産及び負債の評価について、従来、部分時価評価法によっておりましたが、当連結会計年度より全面時価評価法に変更しております。

なお、この変更による連結計算書類への影響はありません。

7. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

## 8. 追加情報

(包括利益の表示に関する会計基準について)

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

なお、この適用に伴い、過年度に発生した在外子会社の年金会計に係る未積立債務△2,689百万円を当連結会計年度において「利益剰余金」から「在外子会社の年金会計に係る未積立債務」に組み替えております。

### 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 偶発債務

##### 保証債務

次の非連結子会社の銀行借入に対して債務保証をしております。

第一精密産業㈱	30百万円
---------	-------

#### (2) 有価証券及び投資有価証券

金銭信託の残高は2,421百万円であります。これは、平成18年10月4日に設立した子会社のキャプティブ保険会社MHC INSURANCE COMPANY, LTD.が資産運用のために購入した米国財務省証券の残高であります。この信託資金の使途は、当社グループのリコール保険事故の補償に限定されております。

#### (3) 訴訟

タイ王国所在の当社海外連結子会社NMB-Minebea Thai Ltd.は、①平成20年8月25日にタイ王国国税当局より502百万パーツの更正決定及び②平成22年8月25日にタイ王国国税当局より125百万パーツの更正決定を受けましたが、当社としては、これらの更正決定は正当な根拠を欠く不当なものであり容認できないことから、①の案件については、タイ王国歳入局不服審判所への不服の申し立てを経て、平成21年8月25日にタイ王国租税裁判所へ提訴し、②の案件については、タイ王国歳入局不服審判所に不服の申し立てを行いました。

①の案件については、その後、平成22年10月13日にタイ王国租税裁判所における第一審判決は当社の主張をほぼ認め、当社は実質勝訴いたしました。タイ王国国税当局は当該判決を不服として同年12月9日にタイ王国最高裁判所に上訴いたしました。

なお、本件税額の納付は、平成20年9月22日及び平成22年9月23日に取引銀行の支払保証により代位されております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	399,167,695	—	—	399,167,695
合計	399,167,695	—	—	399,167,695
自己株式				
普通株式 (注)	17,224,534	46,962	748,293	16,523,203
合計	17,224,534	46,962	748,293	16,523,203

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加46,962株は、単元未満株式の買取り等による増加であります。  
 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少748,293株は、従業員持株会専用信託口による自己株式の処分による減少742,000株、単元未満株式の買増請求による減少1,134株及び持分法適用除外による持分法適用会社保有分の減少5,159株であります。  
 3. 普通株式の自己株式の株式数は、従業員持株会専用信託口が保有する当社株式（前連結会計年度末2,025,000株、当連結会計年度末1,283,000株）を含めて記載しております。

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

平成22年6月29日開催の第64回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,527百万円
- ・1株当たり配当額 4円
- ・基準日 平成22年3月31日
- ・効力発生日 平成22年6月30日

- (注) 配当金総額には、従業員持株会専用信託口に対する配当金8百万円を含めておりません。  
 これは従業員持株会専用信託口が所有する連結計算書類提出会社株式を自己株式として認識しているためであります。

平成22年11月2日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,146百万円
- ・1株当たり配当額 3円
- ・基準日 平成22年9月30日
- ・効力発生日 平成22年12月6日

- (注) 配当金総額には、従業員持株会専用信託口に対する配当金5百万円を含めておりません。  
 これは従業員持株会専用信託口が所有する連結計算書類提出会社株式を自己株式として認識しているためであります。

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成23年6月29日開催の第65回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 1,530百万円
- ・1株当たり配当額 4円
- ・基準日 平成23年3月31日
- ・効力発生日 平成23年6月30日

- (注) 配当金総額には、従業員持株会専用信託口に対する配当金5百万円を含めておりません。  
 これは従業員持株会専用信託口が所有する連結計算書類提出会社株式を自己株式として認識しているためであります。

## 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入や社債発行）しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建の買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、その他有価証券としての債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、従業員に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建の売掛金の残高の範囲内にあるものを除き、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前記の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項(5)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、営業部門業務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしています。また、月次で取引先ごとの支払期日及び残高を管理するとともに、年に一度、信用度ランク及び信用限度額の見直しを行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。連結子会社においても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

その他有価証券としての債券は、資金運用方針に従い、米国財務省証券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引については、取引先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建の営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、輸出取引に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対して先物為替予約を行っております。また、当社は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた市場性リスク管理規程に従い、担当部署が決裁権限者の承認を得て行っております。月次の取引実績は、財務・管理部門担当役員に報告しております。

なお、連結子会社においても、当社の市場性リスク管理規程に準じて管理を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
①現金及び預金	29,590	29,590	—
②受取手形及び売掛金	56,020	56,020	—
③有価証券及び投資有価証券	4,969	4,969	—
④長期貸付金	19	19	—
資産計	90,600	90,600	—
⑤支払手形及び買掛金	18,630	18,630	—
⑥短期借入金	52,237	52,237	—
⑦1年内返済予定の長期借入金	12,632	12,738	106
⑧1年内償還予定の社債	11,500	11,609	109
⑨社債	—	—	—
⑩長期借入金	56,843	57,477	634
負債計	151,843	152,694	850
デリバティブ取引(*1)	△2	△2	—

(\*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務（△）は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

④長期貸付金

当社の長期貸付金は従業員の住宅取得資金に限定したものでありますが、金額に重要性が無いため時価は当該帳簿価額によっております。

## 負債

### ⑤支払手形及び買掛金、⑥短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### ⑦1年内返済予定の長期借入金、⑩長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、その利息が短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額とし、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### ⑧1年内償還予定の社債、⑨社債

これらの時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を、同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	2,534
子会社株式	1,328

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	29,590	—	—	—
受取手形及び売掛金	56,020	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期が あるもの(米国財務省証券)	828	1,592	—	—
長期貸付金	—	13	5	—
合 計	86,440	1,606	5	—

4. 金銭債務の連結決算日後の償還・返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
支払手形及び買掛金	18,630	—	—	—
短期借入金	52,237	—	—	—
社債	11,500	—	—	—
長期借入金	12,632	56,843	—	—
合 計	95,000	56,843	—	—

1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 282円03銭
- (2) 1株当たり当期純利益 32円61銭

## 減損損失に関する注記

用途	場所	減損損失	
		種類	金額（百万円）
遊休資産	旧一関工場、旧金ヶ崎工場の2施設（岩手県一関市他）	建物及び構築物	54
		土地	3
		計	58
売却資産	旧京都工場（京都府八幡市）	土地	247
		計	247
事業用資産	中国（珠海）	機械及び装置	175
		工具、器具及び備品	72
		計	247
合計			553

### 資産のグルーピング方法

当社グループは、事業の区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位にて、資産のグルーピングを行っております。

### 減損損失の認識に至った経緯

当連結会計年度に減損処理の対象となる遊休資産（建物及び構築物、土地）は、今後有効な利用計画が無く、地価も著しく下落しているため減損損失を認識いたしました。

また、売却資産（土地）については、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため減損損失を認識いたしました。

事業用資産（機械及び装置、工具、器具及び備品）については、収益環境の悪化により将来キャッシュ・フローが、当該資産グループの帳簿価額を下回るため減損損失を認識し、使用価値をもって回収可能価額まで減額いたしました。

### 回収可能価額の算定方法

遊休資産及び売却資産については正味売却価額により測定しており、主として不動産鑑定評価基準もしくは売却額により評価しております。事業用資産については使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを12.0%で割引いて算定しております。

# 貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>84,935</b>	<b>流動負債</b>	<b>92,005</b>
現金及び預金	7,969	買掛金	28,147
取り手	1,022	短期借入金	34,450
仕入掛	39,539	1年内返済予定の長期借入金	12,100
仕入製	2,237	1年内償還予定の社債	11,500
掛材	712	リース債	269
貯蔵品	3,021	未払金	1,765
前貯蔵品	1,040	未払費用	1,009
前未着渡	89	未払法人税等	165
前払費用	675	預り金	204
関係会社短期貸付	47	前受収益	3
未立収入金	22,614	賞与引当金	2,270
繰延税金資産	3,642	役員賞与引当金	71
繰延税金資産	1,601	その他の負債	47
繰延税金資産	241	<b>固定負債</b>	<b>56,860</b>
繰延税金資産	△7	長期借入金	56,174
<b>固定資産</b>	<b>238,857</b>	リース債	254
有形固定資産	24,272	退職給付引当金	40
建物	9,553	執行役員退職給与引当金	156
構築物	736	その他の	234
機械及び装置	4,855	<b>負債合計</b>	<b>148,866</b>
車両運搬具	17	<b>純資産の部</b>	
工具、器具及び備品	1,647	株主資本	175,430
土地	6,753	資本金	68,258
建物	505	資本剰余金	94,823
建設仮勘定	202	資本準備金	94,756
無形固定資産	1,495	その他の資本剰余金	66
特許権	667	利益剰余金	18,629
ソフトウェア	35	利益準備金	2,085
その他資産	736	その他利益剰余金	16,544
投資その他の資産	56	別途積立金	6,500
投資有価証券	213,088	繰越利益剰余金	10,044
関係会社株	5,076	<b>自己株式</b>	<b>△6,280</b>
関係会社	163,754	評価・換算差額等	△504
出資	0	その他有価証券評価差額金	△503
関係会社出資	42,600	繰延ヘッジ損益	△0
従業員長期貸付	0	<b>純資産合計</b>	<b>174,926</b>
関係会社長期貸付	462	<b>負債純資産合計</b>	<b>323,792</b>
破産更生債権	0		
長期前払費用	242		
繰延税金資産	451		
繰延税金資産	907		
繰延税金資産	△407		
<b>資産合計</b>	<b>323,792</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		201,058
売上原価		174,170
売上総利益		26,888
販売費及び一般管理費		19,061
営業利益		7,826
営業外収益		
受取利息	240	
受取配当金	2,024	
固定資産賃貸料	159	
その他	294	2,719
営業外費用		
支払利息	1,098	
社債利息	236	
為替差損	92	
その他	105	1,533
経常利益		9,012
特別利益		
固定資産売却益	59	
関係会社株式売却益	16	
貸倒引当金戻入額	36	
債務保証損失引当金戻入額	120	232
特別損失		
固定資産売却損	15	
固定資産除却損	212	
減損	305	
製品補償損失	5	539
税引前当期純利益		8,705
法人税、住民税及び事業税	706	
法人税等調整額	3,182	3,888
当期純利益		4,817

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰上利益剰余金		
平成22年3月31日 残高	68,258	94,756	11	94,767	2,085	6,500	7,901	16,486
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△2,674	△2,674
当期純利益							4,817	4,817
自己株式の取得								
自己株式の処分			55	55				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	55	55	-	-	2,142	2,142
平成23年3月31日 残高	68,258	94,756	66	94,823	2,085	6,500	10,044	18,629

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成22年3月31日 残高	△6,567	172,945	80	△0	80	173,026
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△2,674				△2,674
当期純利益		4,817				4,817
自己株式の取得	△23	△23				△23
自己株式の処分	310	365				365
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△584	△0	△584	△584
事業年度中の変動額合計	287	2,485	△584	△0	△584	1,900
平成23年3月31日 残高	△6,280	175,430	△503	△0	△504	174,926

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

##### デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

##### たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕入製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・製 品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・仕 掛 品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ベアリング、ねじ、モーター

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

計測機器、特殊モーター、特殊機器

・原 材 料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・貯 蔵 品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械及び装置 2年～15年

工具、器具及び備品 2年～20年

また、少額の減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

##### 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### 長期前払費用

定額法

(3) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる退職給付引当金または前払年金費用を計上しております。

なお、当事業年度末においては、前払年金費用を投資その他の資産の「その他」に含めております。

また、過去勤務債務については、一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、一定の年数（5年）による定額法により、発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

執行役員退職給与引当金

執行役員の退職金の支給に備えるため、内規による当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

外貨建金銭債権債務に係る為替予約については振当処理を、外貨建予定取引に係る為替予約については繰延ヘッジ処理を行っております。また金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約

金利スワップ

(ヘッジ対象)

外貨建金銭債権債務

外貨建予定取引

借入金の金利

③ ヘッジ方針

為替予約取引は輸出入取引及び外貨建貸付に係る為替相場変動によるリスクをヘッジする目的で、金利スワップは借入金の金利変動によるリスクをヘッジする目的で、当社資金部の指導の下に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、原則として為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当ているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしており、その判定をもって有効性の判定に代えております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(7) 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

なお、この変更による損益への影響はありません。

## 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 54,577百万円
- (2) 偶発債務  
保証債務  
次の各会社の銀行借入等に対して債務保証をしております。

保 証 先	金 額 ( 百 万 円 )
NMB-Minebea Thai Ltd.	7,268
MINEBEA (HONG KONG) LIMITED	5,961
NMB SINGAPORE LIMITED	1,706
その他10社	564
計	15,501

- (3) 関係会社に対する金銭債権債務
- 短期金銭債権(関係会社短期貸付金を除く) 27,358百万円
- 短期金銭債務 22,892

## 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- 売上高 143,767百万円
- 仕入高 129,640
- その他営業取引の取引高 4,804
- 営業取引以外の取引高 2,506
- (2) 研究開発費の総額  
一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は6,060百万円であります。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	前 事 業 年 度 末 株 式 数 ( 株 )	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 ( 株 )	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 ( 株 )	当 事 業 年 度 末 株 式 数 ( 株 )
普通株式(注)	17,219,412	46,925	743,134	16,523,203

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加46,925株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少743,134株は、従業員持株会専用信託口による自己株式の処分による減少742,000株及び単元未満株式の買増請求による減少1,134株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数は、従業員持株会専用信託口が保有する当社株式(前事業年度末2,025,000株、当事業年度末1,283,000株)を含めて記載しております。

## 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

賞与引当金損金算入限度超過額	885百万円
役員退職慰労金	75
投資有価証券評価損	350
関係会社株式評価損	5,311
貸倒引当金損金算入限度超過額	159
減価償却費損金算入限度超過額	340
減損損失	123
繰越欠損金	5
繰越外国税額控除	745
その他	498
小計	8,495
評価性引当額	△6,195
繰延税金資産合計	2,300

#### (繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	1
前払年金費用	245
繰延税金負債合計	247
繰延税金資産の純額	2,053

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	39.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.2
住民税均等割	0.5
繰越外国税額控除	8.2
評価性引当額	△3.8
源泉所得税	6.5
その他	1.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.7

## リースにより使用する固定資産に関する注記

### (1) ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

#### ① リース資産の内容

有形固定資産 主として、ヘリコプター（車両運搬具）及びコンピュータ端末機（工具、器具及び備品）であります。

無形固定資産 ソフトウェアであります。

#### ② リース資産の減価償却の方法

前記の「重要な会計方針に係る事項（2）固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

### (2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	504百万円
1年超	342
合計	846

## 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社等

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
		役員の兼任等	事業上の関係				
ミネベアモータ(株)	60.0	兼任 3人	回転機器及び部品を販売し、その一部を当社が仕入販売している。	回転機器及び部品の仕入	52,416	買掛金 ※2	3,949
NMB-Minebea-GmbH	100.0	兼任 1人	当社の製品及び仕入製品を主にドイツで販売している。	当社の製品及び仕入製品の販売	14,178	売掛金	3,728
Precision Motors Deutsche Minebea GmbH	100.0	兼任 1人	モーター等の設計、開発をしている。	開発費負担金の支払	1,736	未払金	173
NMB-Minebea Thai Ltd.	100.0	兼任 5人	ベアリング、モーター等を製造し、当社が仕入販売している。資金の貸付あり。	ベアリング、モーター等の仕入	43,930	買掛金	8,822
				資金の貸付	54,000	短期貸付金	22,500
				資金の回収	44,900	—	—
				受取利息	228	—	—
				—	—	債務保証	7,268
MINEBEA (HONG KONG) LIMITED	100.0	兼任 2人	当社の製品及び仕入製品を主に中華圏で販売している。	当社の製品及び仕入製品の販売	82,437	売掛金	12,149
				—	—	債務保証	5,961

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額等については、市場価格等を勘案し、交渉の上決定しております。

※2. 取引金額は、消費税抜きによっておりますが、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 貸付金の貸付利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

4. 債務保証は、各会社の銀行借入等に対して行っております。

## (2) 役員及び個人主要株主等

属 性	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 ( % )	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
			役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株) 啓愛社	(被所有) 直接 3.91	兼任 1 人	当社が鋼材等を購入している。	鋼材等の購入	6,035	買掛金 ※2	533
					工具、器具及び備品等のリース取引及び賃借料等	647	リース資産	322
							リース債務 ※2	332
							未払金、流動負債 その他 ※2	7
					土地の賃貸料	33	未収入金 ※2	11
その他営業外収入	12							

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額等については、市場価格を勘案し、交渉の上決定しております。

※2. 取引金額は、消費税抜きによっておりますが、期末残高には消費税等が含まれております。

## 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 457円15銭  
(2) 1株当たり当期純利益 12円60銭

## 退職給付会計に関する注記

### (1) 企業の採用する退職給付制度

従業員の退職金の支給に備えるため、確定拠出年金制度と確定給付年金制度を採用しております。

### (2) 退職給付債務等の内容

#### ① 退職給付債務及びその内訳

イ	退職給付債務	14,297百万円
ロ	年金資産	11,000
ハ	差引(イーロ)	3,296
ニ	未認識過去勤務債務	2,157
ホ	未認識数理計算上の差異	1,729
ヘ	差引(ハーニーホ)	△589
ト	前払年金費用	△630
チ	退職給付引当金	40

#### ② 退職給付費用の内訳

イ	勤務費用	699百万円
ロ	利息費用	275
ハ	期待運用収益	△189
ニ	過去勤務債務の費用処理額	308
ホ	数理計算上の差異の費用処理額	374
ヘ	退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	1,467
ト	確定拠出年金掛金	142
	計	1,609

### (3) 退職給付債務等の計算の基礎

割引率	2.0%
期待運用収益率	2.0%
退職給付見込額の期間配分法	期間定額基準
過去勤務債務の処理年数	10年(定額法により、発生事業年度から費用処理することとしております。)
数理計算上の差異の処理年数	5年(定額法により、発生した翌事業年度から費用処理することとしております。)

## 減損損失に関する注記

用途	場所	減損損失	
		種類	金額（百万円）
遊休資産	旧一関工場、旧金ヶ崎工場の2施設（岩手県一関市他）	建物	54
		土地	3
		計	58
売却資産	旧京都工場（京都府八幡市）	土地	247
		計	247
合計			305

### 資産のグルーピング方法

事業の区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位にて、資産のグルーピングを行っております。

### 減損損失の認識に至った経緯

当事業年度に減損処理の対象となる遊休資産（建物、土地）は、今後有効な利用計画が無く、地価も著しく下落しているため減損損失を認識いたしました。

また、売却資産（土地）については、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため減損損失を認識いたしました。

### 回収可能価額の算定方法

正味売却価額により測定しており、主として不動産鑑定評価基準もしくは売却額により評価しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

ミネベア株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 河 合 利 治 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 嘉 彦 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 男 也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミネベア株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミネベア株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

ミネベア株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 河 合 利 治 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 村 嘉 彦 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 関 口 男 也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミネベア株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制（内部統制システム）の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき構築及び運用されている体制の状況を監視及び検証いたしました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査人有限責任 あずさ監査法人から両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

その各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月10日

ミネベア株式会社 監査役会

常勤監査役 鴨井 昭文 ⑩  
常勤社外監査役 棚橋 和明 ⑩  
社外監査役 平出 功 ⑩  
社外監査役 藤原 宏高 ⑩

以 上